

議案第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
	<p>(1) 岩槻市の農業委員会の選挙による委員である者のうち8人は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項の規定を適用し、さいたま市農業委員会の委員の残任期間に限り、さいたま市農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。この場合において、8人の選出については、岩槻市農業委員会の選挙による委員である者の互選により、さいたま市農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める。</p> <p>(2) 岩槻市農業委員会の区域をさいたま市農業委員会の新たな一つの選挙区とする。</p>

備考

農業委員会の委員の定数及び現員

区分	さいたま市		岩槻市	
	定数	現員	定数	現員
選挙委員	30	29	19	18
選任委員	—	7	—	5
団体推薦	—	2	—	2
議会推薦	—	5	—	3
合計	30	36	19	23

委員の任期

区 分	さいたま市	岩槻市
任期	平成 14 年 5 月 1 日 ~ 平成 17 年 4 月 30 日	平成 14 年 7 月 20 日 ~ 平成 17 年 7 月 19 日

選挙区

区 分	さいたま市	岩槻市
選挙区数	2	3

農地面積及び基準農業者数

区 分	さいたま市	岩槻市
農地面積	2,160.06ha	1,262.59ha
基準農業者数	4,467	1,562